

城陽市地域公共交通活性化協議会規約（案）

令和 8 年 4 月〇〇日制定

（設置）

第 1 条 城陽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地（城陽市役所内）に置く。

（協議事項等）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認める事

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者を委員とし組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

- (4) 鉄道事業者の代表者
- (5) 住民又は利用者の代表者
- (6) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (7) 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長又はその指名する者
- (8) 京都府知事又はその指名する者
- (9) 京都府城陽警察署長又はその指名する者
- (10) 各種団体の代表者
- (11) 市長又はその指名する者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要があると認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事及び監査)

第6条 監事は、委員の中から会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期満了に伴う改選が行われた場合、次の会長及び副会長が選任されるまでの間、従前の会長及び副会長がその職務を執行する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 緊急を要する場合又は会長が必要と認めるときは、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向確認を行うこととして、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条各号に定める事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、城陽市公共交通担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年(2026年)4月〇〇日から施行する。